

経済的に苦しい…

生活に困っている…

平成27年4月から
生活困窮者自立支援法
がスタート

こんなときは ご相談ください

こんな不安や心配を抱えていませんか

なかなか仕事が見つかからない

ずっと働いていないので
就職が不安

近所の人と
交流を持ちたい

どこに相談して
いいのかわからない

収入より
借金が多くある

家族が
引きこもっている

家賃が払えず
家を出なければ
ならない

子どもに勉強を
させてやりたい

まず、早めにご相談ください

須坂市生活就労支援センターまいさぽ須坂

誰もが生活困窮に陥るかもしれない 恐れがあります

長引く景気の低迷により雇用を取り巻く環境はいつそう厳しくなり、長期の失業や非正規雇用による低収入などが増加し、働ける世代でも生活保護受給者が増加しています。また、生活保護を受けている世帯の約4分の1の世帯主が生活保護世帯の出身という「貧困の連鎖」が続いています。

さらに家庭や地域に目を向けると、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化による地域コミュニティの低下など社会的孤立が問題になっています。

このような社会の変化の中では、誰もが生活困窮に陥るリスクに直面しているといえます。そこで、生活に困った場合でも自立した生活を送るための支援を確実かつ適切に受けられるように、生活困窮者自立支援法が創設されました。



・・・対象となる方・・・

生活保護を受けている方以外で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方（生活困窮者）です。

経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、これまで制度のはざままで支援を受けられなかった複合的な課題を抱えた方にも対応していきます。

生活に困っている方を支援する 「第2のセーフティネット」

わが国では安定した雇用を土台に「社会保険制度」や「労働保険制度」が「第1のセーフティネット」として、また、万一のときにも最終的に「生活保護制度」が「第3のセーフティネット」としてみなさんに安心を提供してきました。

しかし、近年の雇用状況の変化から、それだけでは安心した国民生活が支えられなくなっており、生活保護に至る前に早期の支援を行う「第2のセーフティネット」として「生活困窮者支援制度」が構築されました。

第1のセーフティネット

社会保険制度 労働保険制度

第2のセーフティネット

生活困窮者支援

第3のセーフティネット

生活保護制度

※生活困窮者支援制度の創設では生活保護制度の見直しも併せて行われます。

自立した生活を支援する 事業を実施します

*自立相談支援事業、住居確保給付金は福祉事務所を設置する市区町村全てで実施されます。その他の事業は任意で実施されます。

自立相談支援事業：生活に困ったときは、まずご相談ください

生活に困っている方が生活保護に陥ることなく、早い段階で自立した生活に戻れるように、専門性を有する支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）が相談に応じます。その人の抱えるさまざまな問題に対応した支援へとつなげていきます。



住居確保給付金：働くために住む場所の確保を支援します

離職により生活に困って住居を失った方や、または住居を失う恐れの高い方に、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。



その他の事業 ※市区町村によって実施される事業は異なります

- 家計相談支援事業：家計の再建を支援します
- 就労準備支援事業：就労に向けた段階的な支援を行います

相談の流れ

相談者の声を聞きながら、相談者と相談支援員が一緒になって自立のために取り組んでいきます。

●まず、困っていることを何でも話してください

- ・就労や家庭、心身の問題など抱えている問題を相談員が広くうかがいます。
- ・相談の内容によっては、適切な対応ができる専門機関へつなげます。
- ・窓口に来られない場合には相談員が訪問することもできます。

●あなたに必要な支援が計画的に提供できるように、自立への計画を立てます

- ・あなたの抱えている課題を評価・分析し、必要な支援を把握します。
- ・あなたの希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように自立に向けたプラン（自立支援計画）を策定します。

●自立への目標と一緒に取り組みましょう

- ・あなたの問題を解決するために必要な関連機関と連携して支援を行います。
- ・各人の状況に合わせて継続して支援します。

まいさぽ須坂ってどんなとこ？

Q 何をするとところ？

A 相談員と一緒に考えたり、整理をしながら生活の立て直しや、困りごとの解決をお手伝いするところです。

Q どのような人が対象？

A 経済的に困窮している方、引きこもりや孤立状態にある方、仕事に就けない方、困っているのに誰に相談して良いかわからない方などが対象で、年齢などの制限がありません。

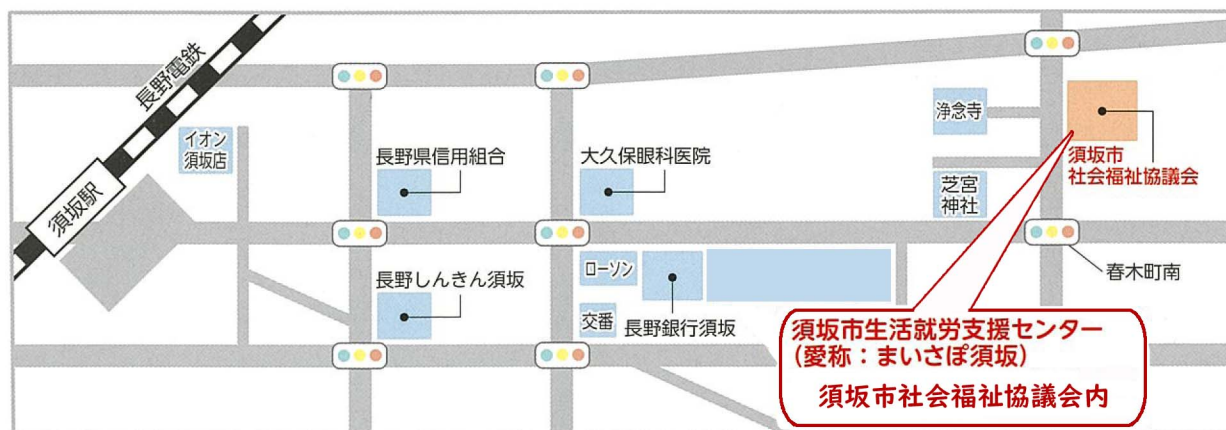
Q 費用は？予約はいるの？

A 相談費用は無料で秘密も厳守します。
ご相談は、時間を要することがありますので、原則予約制とさせていただきます。

Q 仕事の相談もできるの？

A まいさぼ須坂では、就労支援員を中心に、履歴書の書き方、面接の方法など、きめ細かに相談に応じます。

こちらのセンターにご相談ください。



ご利用のご案内

まいさぽ須坂 須坂市大字須坂476-1（須坂市社会福祉協議会内）

相談日時 月～金（休日を除く） 9：00～17：00

利用方法 原則予約制（まずはお電話でおたずねください）

●専用電話 026-248-9977
●FAX 026-214-9883
●e-mail maisapo@suzaka-shakyo.jp

須坂市が、自立相談支援事業を、社会福祉法人須坂市社会福祉協議会へ委託し、実施しています。



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。